

令和8年度 那覇市消防局 感染性・非感染性  
廃棄物収集運搬及び処理  
業 務 委 託 契 約 書

那 覇 市 消 防 局

排出事業者 那覇市長 知念 覚(那覇市消防局):(以下「発注者」という。)と収集運搬及び処分業者 **事業者名●●●●**:**代表者名●●●●**(以下「受注者」という。)は、発注者の事業者から排出される感染性・非感染性廃棄物の収集・運搬及び処分に関して、次のとおり契約を締結する。

(法の遵守)

第1条

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

(委託内容)

第2条

受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は次のとおりとし、受注者は事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

許可区分	収 集 運 搬 業	処 分 業
産業廃棄物の許可品目	(1)燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、動物の死体、ばいじん	(2)  同 左
許可番号	第●●●●●●号	第●●●●●●号
特別管理産業廃棄物の許可品目	感染性廃棄物	感染性廃棄物
許可番号	第●●●●●●号	第●●●●●●号

2 委託する産業廃棄物の種類

発注者が受注者に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び処分の日は、次のとおりとする。

種 類 : 医療廃棄物(感染性廃棄物=血液等の付着物、注射針等)

〃 (非感染性廃棄物＝廃プラスチック、ゴムくず、他  
許可品目(1)・(2)にかぎる)

処分の日 : 発注者が指定する日

回収場所 : 中央消防署、神原分署、首里出張所、国場出張所(令和8年4月  
～8月)、識名出張所(令和8年9月～)  
西消防署、小禄出張所、小禄南出張所

識名出張所については、新築工事中であり、令和8年2月時点で  
住所未定。令和8年9月から国場出張所が移転予定

中央消防署、小禄南出張所については令和8年4月から北消防  
署、宇栄原出張所へ名称変更予定(住所変更なし)

### 3 処分の場所及び方法

受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を次のとおりとする。

事業場の名称 : ●●●●●●●●  
所在地 : 沖縄県●●●●●●●●  
処分の方法 : ●●●●●●●●

委託する産業廃棄物の処理で、中間処理産業廃棄物の最終処分

事業場の名称 : ●●●●●●●●  
所在地 : ●●●●●●●●  
処分の方法 : ●●●●●●●●

### 4 収集運搬過程における積替保管

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

### 5 処分のための保管

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の保管を行う場合は、法令に基づき、  
かつ、第9条で定める契約期間内に確実に処分できる範囲で行う。

### 6 再委託

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務又は処分業務を  
他人に委託しない。ただし、契約期間中に、収集・運搬業務又は処分業務を他人  
に委託する必要がある場合は、受注者は、書面による発注者の承諾を得て、法  
令の定める再委託基準に従い収集・運搬業務又は処分業務を再委託することがで  
きる。

この場合において、受注者は、発注者の要求があったときは、この再委託を受注

者の責任において解除する。

## 7 マニフェスト

発注者は、産業廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し交付する。  
受注者は、産業廃棄物の搬入の都度、回収されたマニフェストを確認する。

(義務と責任)

### 第3条

発注者

- (1) 発注者は、委託する産業廃棄物を適正に処分するため、その産業廃棄物についての必要な情報を受注者に通知する。
- (2) 発注者は、委託する産業廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより、又混入した旨を受注者に通知せずに受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生じるおそれのある場合には、受注者は委託物の引き取りを拒否することができる。  
この場合において、発注者は委託手数料の支払い義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。
- (3) 発注者は、委託するマニフェスト(産業廃棄物管理票)の記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェスト(産業廃棄物管理票)の記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

## 2 受注者

- (1) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、処分を完了するまで、法令に基づき適正に処理する。  
その間に発生した事故については、その原因が発注者の責に帰すべき場合を除き、受注者が責任を負う。
- (2) 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、発注者に提出する。ただし、業務終了報告書は、マニフェスト(産業廃棄物管理票)の写しを発注者に送付することにより、業務終了報告書に代えることができる。
- (3) 受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合は、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努力する。

(委託手数料・支払い等)

### 第4条

発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する委託

手数料については、次のとおりとする。なお、予定数量は過去実績を基にした見込みであり、増減することがある。契約は品名ごとの単価契約とする。

		(単価)	(予定数量)
①感染性廃棄物……………	1kg	●●●円	70 kg
②非感染性廃棄物……………	1kg	●●●円	1129 kg
③収集運搬費……………	1回	●●●円	168 回
④マニフェスト (産業廃棄物管理票)……………	1枚	●●●円	336 枚

2 委託手数料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、発注者受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

3 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務についての消費税は、発注者が負担する。

4 発注者は、受注者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(契約保証金)

#### 第5条

契約保証金は、那覇市契約規則第 30 条第1項第9号の規定により免除する。

(機密保持)

#### 第6条

発注者、受注者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合は、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(契約の解除)

#### 第7条

発注者、受注者は、相手方がこの契約に定める義務の不履行又は不正があったとき、受注者に業務遂行能力がないと認められるときは契約を解除することができる。

2 前項の規定又は法令の規定によりこの契約を解除することができる場合であってもこの契約に基づき発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処理を受注者が完了していないときは、当該産業廃棄物を発注者受注者双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。

3 発注者、受注者からの契約解除の申し入れは、1ヶ月前までに相手方に対する書面をもって通告するものとする。

(協議)

#### 第8条

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度発注者、受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

(契約期間)

#### 第9条

この契約は、有効期間を契約の締結日から令和9年3月31日までとする。

この契約の成立を証するために本書を2通作成し、発注者、受注者は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年●●月●●日

発注者 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
市長 知念 覚

受注者 住 所:●●●●●  
事業所名:●●●●●  
代表者名:●●●●●